

平成22年5月14日

各 位

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号 8309 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、平成22年6月29日に開催を予定している第9回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

第二種優先株式および第三種優先株式について、平成21年8月1日に全株取得し消却したことから、当該優先株式に関する規定を削除するとともに、現行定款第18条以下の条数を順次繰り上げるなど所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成22年6月29日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成22年6月29日（火曜日）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,443,488,686</u> 株とし、その内訳は次のとおりとする。 普通株式 4,068,332,436 株 第二種優先株式 93,750,000 株 第三種優先株式 156,406,250 株 第五種優先株式 62,500,000 株 第六種優先株式 62,500,000 株	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,193,332,436</u> 株とし、その内訳は次のとおりとする。 普通株式 4,068,332,436 株 (削除) (削除) 第五種優先株式 62,500,000 株 第六種優先株式 62,500,000 株
第7条～第11条 (条文省略)	第7条～第11条 (現行どおり)
第12条(優先配当金) 当社は、 <u>第51条</u> 第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当の全部または一部および <u>第51条</u> 第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。 <u>第二種優先株式 1株につき 14 円 40 銭</u> <u>第三種優先株式 1株につき 20 円</u> (以下条文省略)	第12条(優先配当金) 当社は、 <u>第49条</u> 第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、次条に定める優先中間配当の全部または一部および <u>第49条</u> 第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。 (削除) (削除) (以下現行どおり)
第13条(優先中間配当金) 当社は、 <u>第52条</u> に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、 <u>第51条</u> 第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。	第13条(優先中間配当金) 当社は、 <u>第50条</u> に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭(以下「優先中間配当金」という。)を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、 <u>第49条</u> 第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。
第14条(残余財産の分配) 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を支払う。 <u>第二種優先株式 1株につき 1,600 円</u> <u>第三種優先株式 1株につき 1,600 円</u> (以下条文省略)	第14条(残余財産の分配) 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額を支払う。 (削除) (削除) (以下現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第15条～第16条（条文省略）	第15条～第16条（現行どおり）
<u>第17条(普通株式への転換)</u> <u>第二種優先株式を有する株主および第三種優先株式を有する株主は、中央三井信託銀行株式会社における旧商法第 365 条の規定に基づく株式移転による完全親会社設立に関する臨時株主総会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換価額(以下「転換価額」という。)およびその他の取得の条件で、当会社が優先株式を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u>	(削除)
第18条（条文省略）	第17条（現行どおり）
<u>第19条(普通株式への一斉転換)</u> <u>転換を請求し得べき期間中に第17条に基づく取得請求のなかった第二種優先株式および第三種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって取得し、これと引換えに、1,600 円を一斉転換日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が 400 円を下回るときは、1,600 円を 400 円で除して得られる数の普通株式を交付する。</u> <u>2 前項の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定によりこれを取扱う。</u>	(削除)
<u>第20条(優先順位)</u> 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、第51条第2項による剰余金の配当に際し行った優先配当および残余財産の支払順位は、同順位とする。	第18条(優先順位) 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、第49条第2項による剰余金の配当に際し行った優先配当および残余財産の支払順位は、同順位とする。
第21条～第27条（条文省略）	第19条～第25条（現行どおり）
<u>第28条(種類株主総会)</u> 第21条第2項、第23条、第25条、第26条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。	第26条(種類株主総会) 第19条第2項、第21条、第23条、第24条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。
第29条～第53条（条文省略）	第27条～第51条（現行どおり）